

小学校および中学校への就学について

山都町教育委員会では、児童・生徒の住所に基づいて就学する小学校および中学校を指定します。
しかし、諸事情により指定された学校の変更を希望する場合には変更の申し出が可能です。申し出が可能な内容は下記のとおりです。その内容について教育委員会で協議し判断します。変更を希望される場合は、教育委員会学校教育課までお早めにご相談ください。

項目	変更を希望する内容	適用期間	受付期間
居住に関するもの	区域外へ転居し、引き続き転居前の学校へ通学したい場合	学期末日まで (小6・中3の場合、 年度末日まで)	随時
	区域外に居住し、概ね1年以内に区域内に居住をすることが確実な場合	転居までの期間	随時 (売買契約書・賃貸契約書などを添付)
家庭環境によるもの	保護者の就労などにより、下校後保護者が不在で、区域外にある親類の家もしくは、勤務先から通学させることを希望する場合	小学校卒業まで	随時
	保護者が病気療養などにより、区域外の家庭に保護されている場合	必要な期間	随時 (診断書などを添付)
教育的配慮によるもの	特別支援学級へ通学を希望する場合で、区域内に該当する学級がない場合	卒業まで	随時
	就学指定校において、児童生徒の関係で深刻な悩みを持ち、学校における十分な指導にもかかわらず、転校の希望があり、就学校を変更することで当該児童生徒の心的負担の軽減や登校状況が改善されると予測される場合	卒業まで	随時 (校長からの意見書などを添付)
	慢性疾患などにより、長期的定期的に通院治療を必要とするため、病院の最寄りの就学区域外への就学を希望する場合	教育委員会が認めた期間	随時 (診断書などを添付)
	就学指定校が複式学級の可能性があり、近隣の単式学級の学校での教育を希望し、教育委員会が相当であると認めた場合	入学から卒業まで	学校指定の通知(1月発送予定)を受けた日から10日以内 ※希望する場合は、9月末までに教育委員会へご連絡ください。
その他	上記の他、児童生徒の具体的な事情に即して、教育委員会が相当であると認めた場合	教育委員会が認めた期間	随時

問合 教育委員会 学校教育課 ☎72-0443

【受付中】商品開発事業補助金

本町の魅力発信および認知度向上を図るため、「ふるさと納税返礼品」の商品開発および改良(商品開発など)に要する費用の一部を補助します。

【対象者】

山都町内に事業所などを有する法人、個人事業者、団体

【対象商品】

新規に開発される商品または既存商品の改良した商品で、「ふるさと納税返礼品」に登録される見込みがあるもの(既存商品の組み合わせや飲食メニューは対象外)

【補助額】

補助対象経費の3分の2以内で上限20万円
※予算額に応じ早期に受付を終了することがあります。

【補助対象経費】

- ・対象商品の商品開発などに要する経費
- ・対象商品のパッケージおよびラベルなどの作製に要する経費
- ・商品開発などを行った対象商品の販売促進にかかる広告および宣伝に要する経費

問合 商工観光課 ☎72-1115

『親亡きあと相談室』を活用しませんか

山都町障がい者家族会では、一般社団法人熊本県精神保健福祉会連合会の会員として、精神障がいをお持ちのひとの家族や当事者の困りごとに対する支援を模索しています。今回は、県精神保健福祉会連合会が行う支援の一環として開設している、『親亡きあと相談室』をご紹介します。
○親亡きあとの不安・心配 ○親の老い支度 ○法的なこと、福祉・行政手続きなど
○本人・家族・親族に関わること ○その他なんでも必要に応じて専門家の紹介・同行も行います
まだ大丈夫、いつかは・・・ではなく、準備を整え、次への橋渡しをしておくことで、ご家族やご本人の安心へと繋がります。家族だけですべてを背負わないことが大切です!!

利用方法

- ・電話でお申し込みください
- ・高齢化、地理を考慮し出張相談を基本としています
- ・相談は可能であればご本人同席を
- ・相談無料 (基本:家族会入会者0円 相談後の入会も可能です。)

事務局

一般社団法人熊本県精神保健福祉会連合会 熊本市南区南高江7-8-77
☎096-358-4054 fax096-358-3337 メール kibou.f.c@deluxe.ocn.ne.jp
家族会所属の法律専門職 行政書士・社会保険労務士が担当します。
障がいは、まず、ご家族がしっかり理解し、地域のみなさんの理解へ繋がり、一人で悩まず、相談することで手段が見つかります。お気軽にご相談ください。 山都町障がい者家族会 会長 緒方省吾
ご不明な点は上益城きぼうの家 ☎0967-72-3440 事務局 井手までお尋ねください。

問合 福祉課 ☎72-1229

